

鳥取県地域安全フォーラム開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県地域安全フォーラム開催補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、公益社団法人鳥取県防犯連合会（以下「連合会」という。）の実施する鳥取県地域安全フォーラムの開催（以下「補助事業」という。）を支援することにより、県民の防犯意識の向上及び防犯知識の普及を促進し、もって、犯罪のないまちづくりの推進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、連合会が行う補助事業に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の補助対象経費は次のとおりとする。ただし、委託費については、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合を除くほかは、県内事業者が実施したものに限る。

- (1) 講師、手話通訳者への謝礼金
- (2) 講師、手話通訳者の旅費
- (3) 講師の昼食代、お茶代等
- (4) ポスター及びチラシの制作費
- (5) 消耗品費（生花（配達を含む。）及び講演用懸垂幕（設置を含む。）等）
- (6) 会場借上料及び物品借上料

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、補助事業の実施日の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは

廃止の日から 30 日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

(雑則)

第 8 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 24 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この改正は平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。

附 則

この改正は平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

附 則

この改正は平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度事業から適用する。